

【研究論文】

子どもの遊びと環境の公園研究 (2)

-スケートボードパークと子どもの権利-

キーワード:子どもの遊び スケートボード 子どもの権利 公園 環境

小 関 慶 太(KOSEKI Keita)

1. はじめに

スケートボード研究に関しては、2018年より小松仁美が参与観察調査を行い、2020年より犯罪学（事故予防）、安全工学的な観点より都市公園における冒険遊び場（プレイパーク）研究（公益財団法人大林財団（2019年度）研究助成）を行う小関とともに2021年度よりスタートをした。

2021年6月～7月にかけて行った量的調査（n=699）をもとにスケートボードに関して「若者カルチャーからの学びと犯罪予防（1） -スケートボード利用者への量的調査より-」『八洲論叢（1）』（2021）「若者カルチャーからの学びと犯罪予防（2） -マナー、社会秩序と規範-」『八洲学園大学紀要（18）』（2022）「若者カルチャーからの学びと犯罪予防（3） -スケートパークの整備と観察調査-」『八洲論叢（3）』（2022）の3本の論文をまとめた。

2022年10月より学術研究者と実践者（プロアマ競技及び遊技者）とともに「子どもの遊びとスケートボードの会」を立ち上げ、実践的な視点を組み入れた研究調査を行っている。2年間の研究成果とスケーター（プロ・アマ問わず）の声をまとめた著書（小関慶太・小松仁美共著『スケートボード研究（1）-初心者キッズが遊べるスケートパークの整備にむけて-』（日本マネジメント総合研究所、2023）を公刊した。

本稿では、単著として2020年度に行った冒険遊び場に関する横断的調査及び公園での調査の成果¹をベースに子どもの遊びと環境をスケートボードパークの観点より検討を試みた。

2. 先行研究

国立情報研究所のciniiで「子どもの遊び」で検索を行うと、1746件の論文がヒットする。「子どもの遊び」に「スポーツ」を併せると論文122件がヒットする。これを「スケートボード」0件、「スケボー」0件であり、子どもの遊びに関しては、保育の5領域やスポーツ分野、都市工学、安全工学からの研究は多くあるが、スケートボードを題材にする子どもの遊びに関する研究は、ほとんどない状況である。

¹ 小関慶太「子どもの遊びと環境の公園研究（1） -観察調査より幼児と環境-」『リカレント研究論集（創刊号）』（2021）、小関慶太「都市公園としてのプレイパークの横断的調査研究 -利用者と運営者の観点より-」『八洲論叢（創刊号）』（2021）

『リカレント研究論集 (3)』(2023. 3)

子どもの遊びと環境の公園研究 (2) -スケートボードパークと子どもの権利- (小関慶太)

次に「スケートボード」で検索をすると論文 86 件、本 83 件がヒットする。本(著書)に関しては、研究所ではなく一般向けの HOWTO 本が多くを占めている。

論文では、スケートボードパーク及びスペースに着目したものとして鳥居一郎(2019)「火打形公園スケートボードパークの取り組みについて」『公園緑地 80 (2)』、太田幹也・佐藤充宏(2020)「都市公園行政におけるスケートボード専用のパーク管理について：鳴門市の地域開放施設「UZU パーク」を事例として」『地域科学研究 10』、笹尾和宏・大庭哲治(2022)「目撃者の意識からみた公共空間での特定利用形態に対する寛容性の探索的検討」『都市計画論文集 57 (3)』、拙稿(2022)「若者カルチャーからの学びと犯罪予防(3) -スケートパークの整備と観察調査-」『八洲論叢 (2)』が挙げられ、またまた研究途上の分野である。

3. 子どもの遊ぶ権利と空間

(1) 子どもの権利論から考える遊ぶ権利

子どもの権利条約(以下「条約」)には、4つの軸がある。①命を守られ成長できること、②子どもにとって最もよいこと(=子どもの最善の利益)、③意見表明して参加できること、④差別のないことである。そして権利論の観点からは①生きる権利、②育つ権利、③守られる権利、④参加する権利²を持っている。

条約第31条第1項は「締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。」、同第2項は「締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。」としている。

ここでは①休息・余暇の権利、②遊び、レクリエーションの権利、③文化的な生活、芸術への参加の権利が示されている。また子どもの健全な育成としての、成長・発達を促すために①生きるための生存権、医療や福祉の観点からの生活権、②教育権・学習権、③子どもの文化権の3つの権利は不可欠である。

子どもの遊びやレクリエーションとは、「児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い」と示されているように、楽しみの中で自分を創造することである。子どもには、自分がやりたいと思うことや楽しいと思うことを飽きるまでやったり、何もしないでのんびり寝っ転がったりする権利がある。遊びは余暇であり、これは子どもの心身や頭脳の発達に影響を与える。考え、思い出に支えられ、何度でもやり直す(チャレンジ)、協力する(協調性)、わくわくすることで子どもの持つ力を活かすことが出来る。子どもが生まれながら持っている、生きていくために必要な力を最大限に伸ばしていくために必要である³。

条約における「遊び」は、「教育を受ける権利」とともに中軸である。遊びとは、大人になるための生きる力の養成である。子どもにとっての遊びはかけがいのない役割を果たす。遊びを通して「ひと」や「もの」との関り、人間関係を構築・技術を身につけ⁴、一連の流れより物事への善悪やとしての

² 真島正樹・河野清志(2019),『図解で学ぶ保育 こども家庭福祉』,萌文書林,27頁/吉田眞理(2018),『児童の福祉を支える子ども家庭福祉』,萌文書林,37頁/松本峰雄・野島正剛・和田上貴昭(2020),『四訂 子どもの福祉—子ども家庭福祉の仕組みと実践—』,建帛社,9-10頁

³ Convention on Rights of the Child, Japan 監修・木附千晶・福田雅章(2016),『子どもの力を伸ばす子どもの権利条約ハンドブック』,自由国民社,36-45頁

⁴ エリザベス ハナン=ジョージ ラッキング著(1993), IPA なごや訳・監修『ニュージーランドに見る

『リカレント研究論集 (3)』(2023. 3)

子どもの遊びと環境の公園研究 (2) -スケートボードパークと子どもの権利- (小関慶太)

責任や価値判断を身につけていく⁵。大人は子どもたちが進む道を指南する責任がある。

また遊びは、生きる力の源でありそのスタート (出発点) は「面白そうだ」(興味を持ち)、「楽しそうだ」(創造力を高め)、「やってみよう」(チャレンジ) の心の動きの変化から生じてくる⁶。「やってみただけでもダメだった」「危なかった」などという状況からの学びもある。すなわち、成功、迷い、失敗からの痛みから遊びを極めていく⁷。

Joe Benjamin は「大人たちの関心は、遊びの施設の方へ向かいがちで、助成金を得るために奇抜なアイデアをひねりだそうと躍起になっている。けれども、そうなっては、本来の遊びよりも、用意された遊びに子どもの目を向かせようとすることになるのは避けられない⁸」、J.Huizinga は「文化こそ遊びが生まれる⁹」、「何よりもまず、遊びは自発的な行為である。やらされる遊びは、もはや遊びではない¹⁰」と示している。

遊びは、自由の枠組みの中で子どもたちが自由な発想や想像力で学んでいく場所であるが、時には大人のサポートが必要となる。動物の親子の様子と置き換えると見えてくるのではないだろうか。子犬はじゃれあうが、親犬は本気で噛みつくことはない。すなわち、子犬と同じ目線に立ち、力加減もコントロールして向き合うことで群れの秩序が保たれる。

発達段階における遊びは、条約第 31 条の示されているように「児童がその年齢に適した遊び」が求められている。子どもの遊びの環境は、子ども自身が潜在的に秘めている力を前面に引きださなければならぬ。遊びを通して学び、能力の発達につながっていく¹¹点より、大人がお膳立てをしなければならぬのだからと思うところがあるが、大人の介入は最小限に留めなければならない。

遊びとは、落書き、折り紙、積み木を通して学びのベースを養い、数字遊び、言葉遊び、手遊び、家庭においてのお手伝いを通して対価を得ることで社会性が身につく遊び、時間や単位を遊び、買い物プラン遊び、通園からルールや人間関係を学ぶ遊び、新たな社会を見据えるマップ遊び、昆虫採集、植物採取、小さな冒険者遊び (スタンプラリー) から高機能携帯電話やパソコンを通して、アプリで遊ぶ、テレビゲームで遊ぶことで、遊びながら学びにつながっている¹²。また遊びをピーター・グレイは「生存のスキル¹³」という。

(2) 子どもの権利論から考える遊ぶ空間

子どもたちが遊ぶ場所は、オープンスペースとして整備された公園、ドラえもんやサザエさんに登場する空

子どもの遊びと遊び場』, 萌文社, 7 頁

⁵ ロジェ・カイヨワ著, 多田道太郎・塚崎幹夫 (2020), 『遊びと人間』, 講談社学術文庫, 108 頁以下

⁶ ピーター・グレイ著, 吉田新一郎訳 (2020), 『遊びが学びに欠かせないわけ 自立した学び手を育てる』, 築地書館, 145 頁以下

⁷ 大村璋子編著 (2009), 『遊びの力』, 萌文社, 14-15 頁

⁸ ジェー・ペンジェミン著, 嶋村仁志訳 (2011), 『グランド・フォー・プレイ』, 鹿島出版会, 15 頁

⁹ 小川純生 (2000), 「ホイジンガの遊びの概念と消費者行動」『経営研究所論集 (23)』, 東洋大学経営研究所, 167 頁以下/前掲多田・塚崎訳 (2020), 109-110 頁/ホイジンガ著・高橋英夫訳 (2019), 『ホモ・ルーデンス』, 中公文庫, 124 頁以下/ヨハン・ホイジンガ著・里美元一郎訳 (2020), 『ホモ・ルーデンス』, 講談社学術文庫, 92 頁以下

¹⁰ 前掲嶋村訳 (2011) 15 頁

¹¹ 前掲 IPA なごや (1993), 8 頁参照

¹² 前掲吉田訳 (2020), 159 頁以下参照

¹³ 前掲吉田訳 (2020), 159 頁以下

『リカレント研究論集 (3)』(2023. 3)

子どもの遊びと環境の公園研究 (2) -スケートボードパークと子どもの権利- (小関慶太)

き地等である。例えば、冒険遊び場であればNPO法人などが都市公園において、環境整備を行った上で時には危険なこともありつつも自然あふれた空間で子どもたちの情操教育を行っている。その結果、子どもの権利条約第31条に示される4つの軸を達成することができる¹⁴。

スケートボードに関しては、地方自治体における条例にて公園内での競技・遊技が禁止されている。子どもの情操教育における危険からの学びといった点では似ているが、冒険遊び場における危険は他者を巻き込むものではなく、子ども自身が危険からの学びを得ることも、最善の利益につながるものと解される。

スケートボードにおいては、他者の生命、身体を脅かす可能性がある点を考慮すれば、誰もが利用できるオープンスペースで禁止されることも理解はできるのではないだろうか。しかし、多くの空間において禁止や制限が加えられていることで、逸脱するものもあとを絶たない。スケートボードパークの多くは、子どもたちの行動範囲にあるわけではなく、自家用車が必要な場所にある。例えば、上総更級公園(市原市)は五井駅からバス利用、蘇我スポーツ公園(千葉市)¹⁵は蘇我駅からバス/駐車場整備、長野県内最大の広さを有する北部スポーツ・レクリエーションパーク(以下「北部パーク」/長野市)も郊外にあり自家用車などが必要な場所に設けられている。すなわち、保護者・監護者がともに行動できる際の利用に限られてしまうことで、子どもたちが遊びたい際には、近隣の児童公園、都市公園、広域公園を利用することとなる¹⁶が、それらでは人との接触などを勘案しても利用に制限が掛けられている。

子どもの安全管理の観点、社会秩序と安全性、子どもの遊ぶ権利の観点、これらの折衷点を見出すことが難しく、子どもの権利を第一、子どもの最善の利益を考えた空間づくりは近々の課題であると解する。

(3) Youtube 動画を題材に環境調査

社会情勢などより観察調査が難しいこともあり、Youtube 動画よりスケートボードパークの様子の研究を始めた¹⁷。共同研究者の小松仁美が活動を行っている長野北部パーク¹⁸は、長野県最大規模であるといわれているが、スケートボードパークは、五角形で併設するバスケットボールコート 2~3 個分相当の広さである。これに対して上総更級公園(市原市)のスケートコートオリブリランドは、北部パークに比べると狭い印象を受けた¹⁹。

¹⁴ 小関慶太「都市公園としてのプレイパークの横断的調査研究-利用者と運営者視点より」『八洲論叢(創刊号)』2021. 9

¹⁵ 千葉日報(2022. 10. 17)「スケボー人気、五輪で脚光 外房サーフィン後に利用も 千葉県内パーク新設、拡張の動き」によれば、8月末までの5カ月間で20代~30代の若者を中心に7382人が利用している(G-search 有料記事)/千葉日報(2022. 3. 5)「蘇我スポーツ公園完成 スケートパーク4月オープン 臨海部開発、大きな節目」によれば、蘇我スポーツ公園は、2002年度より計画が始まり2022年度に完成した。担当者は「市のスポーツ振興レクリエーション活動の拠点施設として公園を整備してきた。新たにオープンするスケートパークを含め、多くの市民に利用してもらいたい」という。また大規模災害発生時の広域防災拠点としての機能も併せ持ち警察、消防、自衛隊の待機場所のほか、地域住民の避難施設、ボランティア活動の拠点などとして活用される。(G-search 有料記事)

¹⁶ NHK(2022. 2. 16)「スケートボードの新たな練習場 新年度中に整備へ 千葉 松戸市」<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220216/k10013486321000.html> (最終閲覧日: 2023. 1. 22)によれば、専用練習場が不足しているから一般公演で練習する者が多いという。千葉日報(2022. 2. 21)「スケボー施設を整備 初心者楽しめる場に 東京五輪で人気沸騰 松戸市」によれば、初心者でも気軽に楽しめる場所を整備した(G-search 有料記事)

¹⁷ 小松仁美も出演している「パパはYoutuber」(<https://www.youtube.com/@papaisyoutuber>)などを参考に

¹⁸ 2023年4月視察予定(校正追記)

¹⁹ 2023年4月上旬に北部パーク(長野市三才)で調査を行う(校正追記)

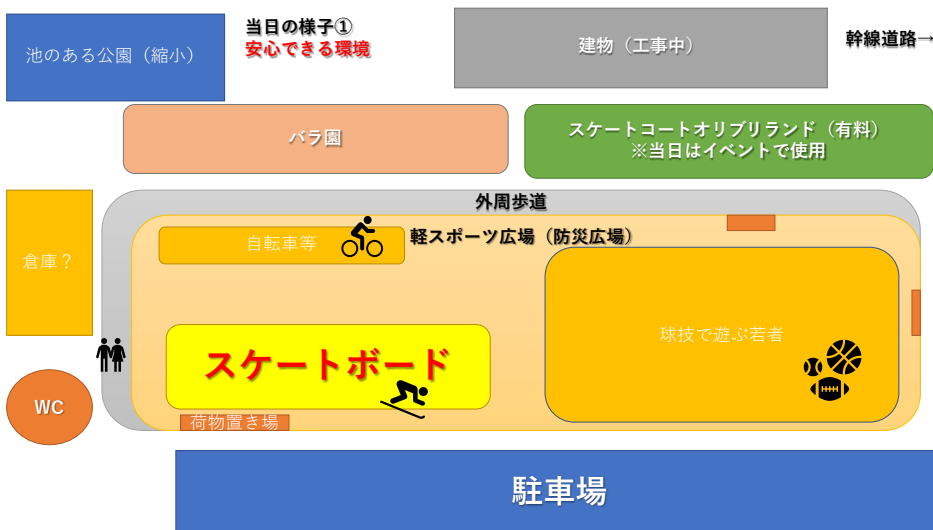
また屋外施設が多いこともあり、雨天時の利用ができない点などを考えると春～秋期であれば梅雨時を除けば活用できるが北海道、東北、甲信越地方は、11月～3月にかけて積雪の影響もあり、整備されたスケートボードパークの使用が難しくなることが予想され、これに代わる屋内施設の整備が求められてくる。

(4) 公園観察調査

2022年11月27日(日)に千葉県市原市中心部に位置する上総更級公園で調査を行った。本公園は、五井駅



より小湊バス(市原市役所方面)で8分程度のアリオ市原下車すぐある。徒歩の場合は、駅から15分程度、公園入口からさらに7.8分かかる。スケートコートオリブリランドは、管理され使用料が発生する。その横にある軽スポーツ広場は、緊急時にヘリポートと使用される防災公園の機能もある。



軽スポーツ広場は、バスケットゴールが併設されており市役所通り側(バス路線)は、バスを楽しむ若者が利用し、駐車場側はスケートボードを楽しむ家族や小中高生ぐらい遊技者が利用をしようしていた(当日の様子①)。時たま、スケートボードを行っている横を自転車やボール遊びをしながら横切

るケースも見受けられた(当日の様子③)が、その際は、スケートボード遊技者がボードから降りて通り過ぎるのを見守っている様子が伺えられた。しかしながら、見学者の前にボードを勢いよく走らせ、挑発しているようなボーダーも見受けられた(当日の様子②)。



挑発的な遊技者に悪意の有無は不明であるが、競技者・遊技者ではないものからするとこのような行為を目にしてしまうと「スケートボードは怖い」「ボーダーはマナーが悪い」「怖い」とイメージが払しょくすることが難しいのではないかと。ただルールが明文化し

ているわけではなく、慣習的なものである以上、限界もある。ただ地域で共生して楽しむものもいる中で、このような行為が負の結果を導いてしまっている点は、考えていく課題である。

調査日は、晴天で日曜日であったこともあり、現地の到着したのが正午すぎということもあり、そこまでの込み具合ではなかった。利用者によると、午後になると利用者も増えるという。多くの利用者が自家用車などを利用して遊びに来る。房総半島は、公共交通機関（久留里線、内房線、外房線、東金線、小湊鉄道、いすみ鉄道等）を利用して本数も少ないこともあり移動には相当の時間を要する。調査のために訪問した際も移動に片道1時間程度要した。また機材を持参する必要もあるため、自家用車がないと移動が厳しい。当日は、オリブランドでイベントが行われており、来年度に長南町²⁰に新たなパークが開設されるアナウンスがあった。

(5) パークの整備

千葉県内にはスケートボードパークが23か所（2023.1現在）²¹ある²²が公共交通機関が十分ではない地域もある点²³を踏まえても、事故防止の観点も含み、混雑の中での利用ではなく、分散して利用できる環境が求められてくるのではないだろうか。

また松戸運動公園（松戸市）のように初心者が楽しめることをコンセプトにしている公園や蘇我スポーツ公園のようにレクリエーション活動の場、御宿町のスケボーパーク「NIKITA CAFE&PARK」（2005年開設、2022年リニューアルオープン）の経営者は、「スケボーはサーフィンのバランス感覚や技を手軽に覚えることができる」「二つの競技が一緒に盛り上がり『サーフィンとスケボーといえば千葉』と言われるようになればうれしい」²⁴という。市の担当者や民間パークの経営者、ともに発展的な考え方を持っている。

²⁰ 千葉日報（2022.12.25）「2022ふるさと重大ニュース（3）」によれば「旧長南小スケボーパーク着工（11月）」（G-search 有料記事）

²¹ 千葉市内3、柏市内3、市川市内1、木更津市内1、袖が浦市内1、成田市内1、市原市内1、野田市内1、山武郡内1、銚子市内1、南房総市内1、旭市内1、館山市内1、東金市内1、御宿1、いすみ市内1、松戸市内1、浦安市内1

²² <https://sk8parks.net/kanto/tibaken>（最終閲覧日：2023.1.15）

²³ 2023年度研究準備のために訪問先のパークリストを作成するにあたり、情報収集をする中でも交通過疎地区だったり海岸、山間と不便な場所にある点が目立っていた（校正追記）。

²⁴ 千葉日報（2022.10.17）「スケボー人気、五輪で脚光 外房サーフィン後に利用も 千葉県内パーク新設、

『リカレント研究論集 (3)』(2023. 3)

子どもの遊びと環境の公園研究 (2) -スケートボードパークと子どもの権利- (小関慶太)

また個人経営のケースでは、「ニセコアンヌプリの麓で営む本茶カフェ兼ゲストハウス「グリーン茶草 (さそう)」の庭にスケートボードパーク「ヌプリボウル」を作り 3 年」「スケートボードの良さは、年齢や性別に関係なく夢中になれること。平日の夕方は学校帰りの小学生たちと、仕事帰りの大人がセッションを繰り広げる。技が成功すれば歓声が上がリ、大人が子どもに技のやり方を聞くことだってある。お互いをリスペクトし、技が成功してもしなくても、チャレンジする姿勢をたたえるマインドは、昨年の東京オリンピックでも話題となった。」「スケートボードは競技としてのスポーツである一方、自己表現を大事にするアートの側面も併せ持つ。だから、スケートボードは遊びでもある。この考え方は、部活文化が主流の日本ではまだなじみがないかもしれない。²⁵⁾」という。

新聞・雑誌記事横断検索 (G-search・富士通) で「スケートボード」で検索をかけると 880 件ほどの情報がヒットした。オリンピック以降、パークの必要性や建設が前向きに行われているようである。

4. 結びに代えて

遊びを通して子どもの健全性、健全育成、子どもの最善の利益を考えていく上でリスク (=危険) はつきものであるが、これをどのように考えるべきかを検討する必要がある。リスクに対して大人が過干渉に介入しても育ちにつながらない。冒険遊び場 (小関 2021) の調査の中で大人 (保護者、プレイリーダー、関係者) の見守りの中で学ぶ環境を作っている。すなわち子どもたちにリスクマネジメント (危機管理能力) 力を身につけるためには必要以上の大人の介入、厳格なルールで縛るのではなく、自身が考え協調的な活動の場が必要となってくる。

しかし、冒険遊び場は、それを目的として組み立てられている空間 (zone) としての公園利用であるが、スケートボードなどは専用パークもあるが、専用パークで遊戯できない者が軽スポーツ広場や公園などで他の競技と共生しながら遊ぶ、競技を行う中で自身の目的の達成 (=スケートボードで楽しむ等) のために周囲への配慮も必要である。当日の様子②「見学者がヒヤッとした瞬間」での体験より遊技者がどのような意思で見学者に接近してきたのかはわからないが、老若男女が利用する広場、公園を利用する以上、その自己表現 (・アート) によって地域住民などに不安を与えてはならない。すなわち、非プレイヤーとプレイヤーの間で危険の考え方に差異がある。

付記

本研究に関しては、「都市公園としてのプレイパークの横断的調査研究-利用者と運営者の視点より」(公益財団法人 大林財団 2019 年度研究助成・研究分担者) の研究成果をベースとしたが、次年度以降は「子どものスケートボードの遊技・競技と都市空間の環境整備に関する研究」(公益財団法人大林財団 2022 年度研究助成・研究代表: 小関慶太) より別の視点から継続的に研究を続けていける²⁶⁾。また関連し、共同研究「子供たちを疲労から守る人間重心検知スポーツヘルメットの開発」より、子どもたちの疲労の可視化から事件事故予防について考えていく機会を得たため並行して研究を行っていききたい²⁷⁾。

拡張の動き」(G-search 有料記事)

²⁵⁾ 北海道新聞 (2022. 11. 3) 朝刊 16 面「<えぞふじ>渡辺淳一郎*スケートボードパーク」(G-search 有料記事)

²⁶⁾ 2023. 3. 6 追記

²⁷⁾ 2023. 3. 10 追記

『リカレント研究論集 (3)』(2023. 3)

子どもの遊びと環境の公園研究 (2) -スケートボードパークと子どもの権利- (小関慶太)

参考文献

小関慶太・小松仁美共著『スケートボード研究 (1) -初心者キッズが遊べるスケートパークの整備にむけて-』(日本マネジメント総合研究所、2023)

Iain Borden " Skateboarding, Space and the City Architecture and the Body"

齋藤雅子・中川美穂・矢部恒彦訳『スケートボーディング、空間、都市 身体と建築』(新曜社、2006)

受理日：2022年1月25日

小関慶太

八洲学園大学 生涯学習学部 准教授